

台風第21号被災者に対する出張相談会（与那国町） の開催について

沖縄振興開発金融公庫（理事長：譜久山 當則）は、台風第21号で多大な被害を受けた被災者の方々を対象に「災害特別相談窓口」を開設しているところですが、与那国町においては、災害救助法の適用に伴い、ご相談に係る負担を軽減する観点から、下記の通り出張相談会を開催いたします。

今回の台風第21号により事業所等に被害を受けられた方々を対象に、災害の復旧に必要な資金に関する融資のご相談及び既に公庫資金をご利用いただいている方の返済方法の変更等に関するご相談をお受けいたします。

1. 災害復旧貸付

被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、運転資金又は設備資金を別枠の限度額で融資が可能となります。

2. 既往債務の返済条件変更緩和等の対応

返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

この出張相談会は、与那国町、与那国町商工会及びJAおきなわ与那国支店と協力・連携し、与那国町の災害復旧支援を強化いたします。

記

日時： 平成27年10月7日（水） 午前9時～午後5時
場所： 与那国町複合型公共施設（与那国町字与那国437番地17）

以上

（事業資金のご相談窓口）
八重山支店 TEL:0980-82-2701